

対行政債務不存在確認訴訟に勝利



ケアマネ事業所に課された報酬返還命令覆す

2021年3月号で紹介した、大阪の居宅事業所が4800万円の報酬返還を命じられその債務不存在確認を求め提訴した事件で、このほど大阪地裁の判決が下された。結果は「請求認容」。事業所の完全勝利である。

正直「行政には結局勝てない」という思いが強く、書記官から結果を聞き耳を疑ったが、裁判所もまだ捨てたものではないと思うことができた。重説にたった一文が欠けているだけで、数年分の報酬返還を平然と求めてきた市。その理不尽な命令を司法の力ではねつけた。この事例が多くの事業所の希望の星となることを願いつつ、報告する。

大阪地裁判決令和3年(行ウ)第82号の経緯

平成30年報酬改定時に、運営基準で「利用者は、複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができる」ということを契約時に利用者に説明すべし、とされた。また解釈通知には選定理由の説明を求めることについても説明義務があるとされた。

寝屋川市は、「原告がこれらの説明を怠った」として、平成30年以降の全ての報酬返還を命じた。

これを不服として原告が返還義務の不存在確認を求め提訴したところ、裁判所は「説明は書面でする必要はなく、記録や内部会議録から原告は複数サービスを利用できることを利用者に説明していた」と認定し、また解釈通知については「内部通知に過ぎず、法的拘束力はない」として退けた。



10月21日、顧問先の埼玉県社会福祉事業団様にて手品をする外岡潤。

外岡新聞

11月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-6555-3437
FAX:03-6730-6140



11月22日、19時より自主セミナー「来年3月末までの宿題を総チェック！&質問相談会」をオンライン開催します。テーマはBCO、感染症対策、虐待予防。どれも在宅事業所は手薄になりがちですね。未整備の方は是非ご参加を！



☆：外岡潤

○：居宅の主任ケアマネ

○：まずは勝訴、おめでとうございます。今のお気持ちは。

☆：有難う御座います。勝率15%ともいわれる、いわゆる行政訴訟で完全勝利したのは初めてなので、素直に嬉しいです。

ただ、相手方も大阪高裁に控訴してくるでしょうからまだ気は抜けませんが。

○：早く真の決着がつくといいですね。もし控訴されても、勝つ見込みはありますか。

☆：これは割と楽観視しています。一審が、「説明は必ずしも書面によらなくてよい」とした根拠は「運営基準4条1項の定め方からは、書面による説明が義務付けられていると解釈することは困難である」というものですが、その背景には「違反した場合の不利益の程度(数千万の返還)にも照らすと、文言に忠実に解釈すべきであり、容易に読み取れないような解釈(通達等による意味内容の追加や補充)をたやすく許容することはできない」という価値判断がありました。

これは法律家にとっては当たり前の考え方なのですが、実務では通達や指導マニュアルなど尾ひれがつき、どんどん要件が加重されるという傾向があります。そして、指導権限が各市町村にあるという権力構造が、悪しき極端なローカルルールを生み出しているのです。

○：なるほど、「普通に読めば説明の文言を書面に書くこと、なんて書かれていない」。そして、本件で「原告はきちんと利用者に説明していたから要件を満たしていた」、という論法ですね。

☆：その通りです。この運営基準の解釈は至極当然のものであり、後者の説明の事実はそれこそ2年以上かけて全利用者につき原告が説明しましたから、通常1回で結審する控訴審でこの事実認定が覆されることは無いでしょう。よって、おそらく勝ち確定と言っていいと思います。油断は禁物ですが。

○：もし勝訴が確定したら、この判決はどのような意味を持つといえますか。

☆：実務に少なからずインパクトを与えるでしょう。前述のように、行政に対して条文解釈の逸脱を戒める効果があることは間違いありません。ただ…

外岡新聞

11月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ペイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-6555-3437
FAX:03-6730-6140



11月22日、19時より自主セミナー「来年3月末までの宿題を総チェック！&質問相談会」をオンライン開催します。テーマはBCR、感染症対策、虐待予防。どれも在宅事業所は手薄になりがちですね。未整備の方は是非ご参加を！

○：ただ？

☆：正直、このケースは再現可能性がとても低いと思います。なぜ勝てたかといえば、文言解釈の部分もそうですが、全ての担当利用者につきどのような説明をし、実際にどんなケアマネジメントをしてきたかという一つ一つの事実を詳細に立証できたから、といえます。原告の事業所の皆さんは、驚くほどご利用者のことを覚えていて、どんなサービスを勧めどうなっていたかということ証言されました。よその事業所でも、ここまで完璧に再現できるかというとなかなか難しいだろうなと思います。

○：記録が大事、ということですね。

☆：そうですね、記録もそうですが、実際に複数サービスを提案したり手間をかけていたということ、全利用者について断言できるかということです。要するに原告はもの凄くレベルの高いケアマネジメントをしていたということです。当時関わっていた4人が、3年間という長い訴訟期間の中でも欠けることなく尋問で証言できたという点も大きい。

○：普段からきちんとして結束していたからこそ勝てたということですね。

本件の問題の本質は何か

○：そもそも、平成30年の報酬改定するとき、余計なと言うと怒られてしまうかもしれませんが、この説明するという要件が課されたからこんな返還騒ぎになった訳ですよ。

☆：その通りであり、私もそこがおかしいと思います。勿論、ケアマネにとって複数のデイや訪問を紹介することは重要であり、それを実行することを利用者に約束すべきといえるでしょう。しかしそれに違反したときのペナルティが極端に重すぎます。本訴のように全利用者に説明していたことを疎明しない限り、事実上、重説にその言葉が無ければ即全額減算ですから。特定事業所加算も根こそぎもっていかれるんです。

○：人員を虚偽報告したり、サービス費を架空請求するといった悪質なケースと同一扱いということですか。

☆：その通りです。また、コンプライアンスとは「ルールに忠実であること」を意味しますが、それは形式上満たせばよいというものではなく、飽くまでそのルールの趣旨（本来の意味）に沿って解釈判断しなければなりません。ところが現在の運営指導や監査は、効率化が求められるということもあるかもしれませんがあまりに機械的であり一方的です。運営基準減算という最も甚大なペナルティに繋がるのであれば、少なくともその認定に至るプロセスはしっかりしてもらわなければなりません。

○：今回の寝屋川市も、一方的な指導だったのですね。

☆：はい。そもそも、原告事業所は平成30年の改正を当時把握しており、大阪府が出したモデルに沿って重説を改訂していました。ところが市は、運営基準と一言一句違わず書かなければ認めないと言い放ったのです。更には、代表に対し「家売ってでも返還しろ」と迫りました。

○：それは信じられない、ひどい話ですね…

☆：そうですね。本件を教訓・反面教師とするよう、全国の役人に伝えたいです。

「台風×コロツケ」という単語をご存知でしょうか。いつからか、台風が近づくとコロツケを買い求める人が増えるようになってきたそうです。そんな馬鹿な、と思い検索してみると確かにありました。台風一号が接近した2021年8月、電子掲示板「念のため、コロツケを16個買ってきました。もう3個食べてしまいました。」という書き込みがありました。これをきっかけに、台風が接近するとコロツケを買うというネタが生まれたそうです。しばらくは「ちゃんねらー限定の風習でしたが、2022年6月の台風の時Twitterのトレンドワードにランクインしたことでネットメディアが取り上げるようになり、広く知られるようになりました。慣習化したことで2010年代中頃から台風が接近するとスーパーマーケットや弁当店でコロツケの値引きや大量セールを実施する店舗も出現し、テレビ番組でも取り上げられたとのこと。なるほど、本当に偶然の産物なんですね。さしづめ現代の「土用丑の日」というところでしょうか。

編集後記

三年越しで、ようやく嬉しい報告をすることができました。ここまで完勝するとは思ってもいなかった。自分でとって大きな自信となりました。実は松戸市でも同様のおかしな指導があり、その裁判では却下され以後何も言っていなくなったのですが、大阪の裁判がよい牽制になってくれたと思います。▼この成果は、原告の皆様と、行政法のエキスパートである大先輩のお力添えあってのものでした。心より御礼申し上げます。



台風×コロツケの謎

